

諮問日：平成29年5月18日（平成29年度（最情）諮問第18号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第34号）

件名：資料に記載された数値の引用元となった文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「第6回法曹養成制度改革連絡協議会（平成29年2月8日開催）の事務局提出資料『司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数』（資料1-10）において第70期司法修習生採用者数（再採用者を含まない）を『1,530』とした記載の引用元となった最高裁判所公表資料」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年4月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、集計の元になった数値に関する情報が存在するはずである。しかし、上記説明は、当該情報が記載された文書の存否を明らかにしておらず、原判断を相当とする理由にならない。
- 2 集計結果は、最高裁判所が法務省に提供する前に、何らかの文書に記録されるのが通常であろう。しかし、最高裁判所事務総長の説明は、集計結果を記録した文書の存否、存在した場合の司法行政文書該当性の有無を明らかにしてお

らず、原判断を相当とする理由として不十分である。

- 3 最高裁判所は、別の開示申出に対して、平成28年12月22日付けで司法修習生配属現員表を開示している。しかし、最高裁判所事務総長の説明によれば、既に集計結果を明示した資料がありながら、改めて集計したことになり、疑問がある。司法修習生配属現員表が存在していた以上、実際に法務省に情報提供した数値の根拠は、司法修習生配属現員表その他の既存の文書であったと考えるのが合理的である。既存の文書が情報提供の引用元になったのであれば、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないという原判断の理由は相当でない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、平成29年1月頃、法務省から、法曹養成制度改革連絡協議会の事務局提出資料に記載するため、第70期の司法修習生採用者数（再採用者を含まない。）の情報提供を求められた。

最高裁判所は、法務省から上記情報提供を求められた時点で、第70期の司法修習生採用者数（再採用者を含まない。）を記載した文書を作成し、又は取得していなかった。そのため、第70期の司法修習生として採用決定された人数（再採用者を含まない。）を平成28年度司法修習生採用者名簿で確認した上、そのうち司法修習開始日までに採用選考申込みを取り下げて採用決定が取り消された人数を採用決定取消しに係る文書で確認した。その結果、1530名との人数を確定させたものである。法務省に対しては「1530」との数値を提供したのみであり、「1530」との記載のある新たな文書を作成し、又は取得していない。

したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

- 2 苦情申出人は、司法修習生配属現員表を参照すれば、再採用者を含まない「1530」という数値を算出できると主張する。

しかし、司法修習生配属現員表は、各修習地の配属人数等を把握する目的で

司法研修所が作成したものであり、法務省に対して情報提供を行った最高裁判所事務総局においては、司法修習生配属現員表を利用せず、上記のとおり、原資料である平成28年度司法修習生採用者名簿及び採用決定取消しに係る文書を確認して算出した上で、上記数値を情報提供したのであるから、司法修習生配属現員表は本件開示申出文書に該当しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |            |                     |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成29年5月18日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月5日     | 苦情申出人から意見書及び資料を收受   |
| ④ | 同月30日      | 審議                  |
| ⑤ | 同年7月20日    | 最高裁判所事務総長から意見書を收受   |
| ⑥ | 同年8月4日     | 審議                  |
| ⑦ | 同年9月29日    | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないと説明する。この点につき、法務省が提供を求めた情報は第70期の司法修習生採用者数（再採用者を含まない。）に限られていた上、司法修習生配属現員表が、修習地ごとに司法修習生の配属人数等が記載されたものであり、各修習地の配属人数等を把握する目的で作成されたものと考えられることを踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総局において、平成28年度司法修習生採用者名簿及び採用決定取消しに係る文書を原資料として上記の採用者数を算出した上で、法務省に対しては「1530」との数値を提供したのみであるから、本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、苦情申出人は、別の開示申出に対して平成28年12月22日付けで司法修習生配属現員表が開示され

たことを挙げて、原判断の理由は相当でないなどと主張するが、最高裁判所事務総長が説明する上記経緯からすれば、司法修習生配属現員表が本件開示申出文書に該当するとは認められない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人